

香港資本市場における近時の進展(参考和訳)

取引記録期間中又はその後における買収に関する HKEx の新ガイダンス

香港証券取引所(以下、「HKEx」という)は、上場規則に基づく取引記録期間(trading record period、以下、「TRP」という)の間又はその後における上場申請会社による子会社又は事業(以下、「対象企業」という)の買収についての会計及び開示要件を明確にする新たなガイダンス・レター(GL32-12)を公表した。

ルール 4.04(2)及び(4)(TRPにおける対象企業の決算及び貸借対照表を義務付けている)の概要は以下のとおりである。

- **TRP 以降**に買収された、又は買収されることとなる対象企業へ適用される。
- 法的に拘束力を有する買収契約(上場までに取引が完了しない場合であっても適用される)及び買収の意図(法的に拘束力を有する契約がない場合であっても適用される)によって発動されうる。
- **重要性についての基準**がないため、対象企業の規模に関わらず開示義務を負う。
- 少なくとも対象企業の **TRP における**損益計算書及び貸借対照表が開示義務の対象となる。

ルール 4.05A(重要な対象企業の買収前財務情報を義務付けている)の概要は以下のとおり。

- **TRP 中**に買収される重要な対象企業へ適用される。
- **重要な買収**、すなわち TRP における直近の会計年度に関する対象企業の資産/利益/収益が同一会計年度に関する上場申請会社の資産/利益/収益の **25%以上**を構成するものが対象となる。
- **TRP の開始から買収日までの**対象企業の全財務諸表の開示義務の対象となる。

IPO による調達資金の使途に関する HKEx の新ガイダンス

香港にて新規株式公開(以下、「IPO」という)を行う上場申請会社は、IPO による正味調達資金の概算とその使途目的を目論見書において開示しなければならない。HKEx は、最近、以下を含む IPO 調達資金に関する開示要件を明確にするために新たなガイダンス・レター(GL33-12)を公表した。

- **運転資本として** 申請会社が調達資金又はその 10% 以上に関する現在又は特定の計画を有していない場合、目論見書にてその旨を記載し、募集の目的を論じなければならない。詳細な説明がなされない限り、「運転資本」又は「一般的企業目的」という言及は、具体性が十分とはされない。
- **関連当事者からの不動産取得** 事業の特性(又は事業の性質及び関連する種類についての簡単な説明)が開示されなければならない。
- **事業買収資金** 事業の特性(又は事業の性質及び関連する事業の種別についての簡単な説明)が開示されなければならない。
- **債務返済** 債務の利率及び満期に加え、全ての借入金の使途(運転資本としての使途を除く)が開示されなければならない。
- 申請会社は、その偶発事象が開示され、代替案が明確に述べられている場合には、一定の偶発事象を理由として、調達資金の使途を変更することができる。調達資金の使途の重大な変更は、一般的に価格に影響しやすいと見なされる。

買収規約の修正

昨年 9 月、香港証券先物委員会(以下、「SFC」という)は、買収・合併・自己株取得規約(以下、「買収規約」という)を改訂するための一定の提案に関する公聴を行った。公聴の結果、2012 年 3 月 23 日を発効日として、以下の重要な修正が導入された。

買収文書における不動産評価報告書

現行の買収規約では、買付提案(offer)又は有価証券のエクステンジ・オファーに重要な資産の権利が関係している場合、不動産評価報告書を提出することが義務付けられている。新ルールの下においては、買付提案者(offeror)が、(i) 買付期間が開始した直後、もしくは強制的な株式公開買付け(mandatory general offer)を行う義務が生じた直後において(これに協調して行動する当事者を含め)議決権の 30%を保有する当事者、(ii) 買付提案対象企業(offeree)の取締役、又は (iii) (i) もしくは (ii) に該当する者と協調して行動する当事者のいずれかに該当する「関係当事者」(interested party)である場合における買付提案のみがかかる義務の対象となる。

プレーシング及びトップ・アップ取引における独立性の確認

プレーシング及びトップ・アップ取引(placing and top-up transaction)において、企業の議決権の 50%以下を保有する株主がその保有株式の一部を 1 名以上の独立した第三者に売り渡し、売り渡した株式数を超えない数の新株を、プレーシング・プライス(placing price)と実質的に同額で引き受ける場合、買収規約に基づく公開買付けを行う義務が、免除される可能性がある。かかる場合において、買収規約は、現在、フィナンシャル・アドバイザー、プレーシング・エージェント又は買受人に対して、買受人の独立性を検証することを義務付けている。買収規約の修正により、買受人の独立性を確認することがフィナンシャル・アドバイザー及びプレーシング・エージェントの責任であること、及び SFC はかかる義務の免除が許諾される前及び取引の完了後に買受人の独立性に関する調査を行うことができることが明確化される。

受諾金支払いのタイミング

買収規約は、買付提案者による買付株式に関する支払いについてのタイムフレームについて定めており、(i) 買付提案が条件付き提案ではなくなった時点、又は (ii) 適切な承諾を受領した時点のいずれか遅い時点から最大 10 歴日以内としている。この支払いのためのタイムフレームは、応募株主の利益を損うことなく株式登録機関及び受領代理人が、支払手続きをより管理しやすいタイムフレームとするために 7 営業日に修正される。

関連当事者取引ルールに関する HKEx の平易な言葉ガイド

HKEx は、上場ルールに基づく関連当事者取引要件を発行体が理解し、遵守することを目的とした「[関連当事者取引ルールに関する手引き](#)」(Guide on Connected Transactions Rules)を公表した。同手引きは、図表、例、欄外の注を使って複雑なルールを平易な言葉で説明することを目的としており、HKEx によって公表されている上場審査決定及びよくある質問において公表されている上場ルール要件及び関連解釈について取り上げている。同手引きは、この種としては規制当局によって発表された最初のものであり、弁護士及び発行体にとって同様に便利なツールとなるであろう。

* * * * *

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

| | | |
|--------------|----------------|--|
| セオドア・A・パラダイス | 03-5561-4430 | theodore.paradise@davispolk.com |
| ユージーン・C・グレゴア | +852-2533-3302 | eugene.gregor@davispolk.com |
| ボニー・Y・チャン | +852-2533-3308 | bonnie.chan@davispolk.com |
| マイケル・T・ダン | 03-5561-4433 | michael.dunn@davispolk.com |
| 杉山 浩司 | 03-5561-4564 | hiroshi.sugiyama@davispolk.com |
| ダニエル・E・ニューマン | 03-5561-4432 | daniel.newman@davispolk.com |

© 2012 Davis Polk & Wardwell LLP

本ニュースレターは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

Notice: This publication, which we believe may be of interest to our clients and friends of the firm, is for general information only. It is not a full analysis of the matters presented and should not be relied upon as legal advice. If you would rather not receive these memoranda, please respond to this email and indicate that you would like to be removed from our distribution list. If you have received this email in error, please notify the sender immediately and destroy the original message, any attachments thereto and all copies. Refer to the firm's [privacy policy](#) located at davispolk.com for important information on this policy. Please add Davis Polk to your Safe Senders list or add dpwmail@davispolk.com to your address book.